

32条協議（下水道）の進め方

1. 申請書類

2部（申請用及び返却用）を下水道課に提出

「下水道整備計画承認願い」+「公共施設管理予定者の協議申請書」+「管理予定者との協議経過書（法32の協議）」+「公共施設管理者の同意申請書」+添付書類（32条同意関係申請書参照）

2. 申請方法

(1) 下水道課に直接提出する方法

各務原市三井東町4-32の水道庁舎1階下水道課に2部提出してください。

(2) メールで提出する方法

下水道課のアドレス：g-gesui☆city.kakamigahara.gifu.jp（迷惑メール防止のため、メールを送信の際は、☆を@に直してください）に、すべての書類をPDFにして、送信してください。また、件名に、〇〇町の開発申請書類と記載してください。ただし、1回に送れる容量が10MBまでですので、送信できない場合は、分割して送信してください。

(3) Logoフォームで提出する方法

① 32条協議申請関係：<https://logoform.jp/form/en3w/940294>

② 32条協議着工届等関係：<https://logoform.jp/form/en3w/940649>

③ 32条協議完成書類等関係：<https://logoform.jp/form/en3w/941415>

①



②



③



3. 用紙サイズ

「下水道整備計画承認願い」、「管理予定者との協議経過書（法32の協議）」、「公共施設管理予定者の協議申請書」、「公共施設管理者の同意申請書」は、それぞれA4判としてください。その他の添付書類は、A4判またはA4判折込としてください。

4. 綴じかた

申請書は、表紙を「下水道整備計画承認願い」とし、その後に、「管理予定者との協議経過書（法32の協議）」、「公共施設管理予定者の協議申請書」、「公共施設管理者の同意申

請書」、添付書類の順に綴じて下さい。(2部とも)
※メールで提出する場合は、1部提出してください。

5. 連絡先の記入ほか

協議完了後、「下水道整備(接続)計画承認願いについて(回答)」をつけて、申請書類1式を1部返却のため連絡いたしますので、連絡先の欄には、連絡ができる方の担当者名と連絡先の記入をお願いします。なお、日付は、無記入としてください。

下水道課に取りに来れない場合は、市長印を押印した許可書をスキャンして、指定されたメールアドレスに送信いたします。

☆注意事項

1. 申請書類の様式は、必ず最新版を使用してください。

申請書類について、市長名や様式等が変更されることがありますので、申請前に必ず最新版であることをご確認ください。

2. 添付書類について、下水道課に最終確認をしてください。

より早く32条協議が完了するためにも、特に施設の設計内容にあたる平面図、縦断図、構造図について、事前に十分打合せを行い、申請前に最終確認をしておいてください。

通常、申請書類等に不備がない場合でも、書類審査に1週間から2週間程度かかりますので、余裕を持って申請をお願いします。

3. 協議完了後、道路工事をする場合は、着工届や道路占用・交通規制概要を提出してください。提出部数は、着工届1部、道路占用3部、交通規制概要4部です。

その他、開発申請書類関係で、問い合わせがある場合は、下水道課工務係までご連絡ください。(連絡先:058-383-6503)

6. 工事完成から下水道施設の引継ぎまで

1. 工事が完成したら、「開発行為に伴う下水道施設の引継ぎ願い書」「工事完成届出書」各1部と、引継ぎ願い書の2. 添付書類に記載の書類を添付の上、メールか下水道課まで提出してください。なお、日付は、無記入としてください。

2. 書類を確認の上、不備がなければ、引継ぎ検査を実施し、検査に合格したら、「開発行為に伴う下水道施設の移管・管理引継書」を発行し、返却のため連絡いたしますので、取りに来てください。下水道課に取りに来れない場合は、市長印を押印した引継書をスキャンして、指定されたメールアドレスに送信いたします。